

都筑区医師会訪問看護ステーション運営規程

[指定訪問看護・指定介護予防訪問看護]

(事業の目的)

第1条 この事業は、要支援、要介護状態、又は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が、訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、保健師又は看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等（以下看護師等とする）が訪問して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要援護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の実施にあたっては、地域の医療・保健・福祉サービス、関係市町村との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

1. ご利用者・ご家族が年齢や疾患、障害、医療依存度の程度などに関わらず、安心して在宅で過ごせるよう、質の高いサービスやチームケアの提供を目指します。
2. 人と人とのつながりを大切にし、地域の医療や福祉の関係機関に信頼され、相互に高め合う事が出来る事業所を目指します。
3. 全職員が向上心を持ち仕事を通して自らも成長できる環境作りを目指します。
4. 職員の権利や収入が保証され、ライフスタイルに合わせ、安心して勤務が継続できる職場を目指します。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：都筑区医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地：横浜市都筑区牛久保西1-20-21

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 都筑区医師会訪問看護ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

- ① 主治医との連絡調整及び報告
- ② 訪問看護師等の管理
- ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
- ④ 利用者の状態把握とサービスの査定
- ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥ 利用者の記録保存・管理
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備・備品等の衛生的管理
- ⑩ 管理事務処理並びに経理処理

(2) 訪問看護師等の必要員数を配置する

訪問看護職員	17名以上（常勤 10人以上、非常勤 7人以上）
理学療法士	3名以上（常勤 2名以上・非常勤 1名以上）
作業療法士	1名以上（常勤 1名）

言語聴覚士 1 名以上 (非常勤 1 名)

利用者の状況把握とサービスの査定の協力

- ① 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画書の作成及び訪問看護の実施
- ② 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ③ 必要に応じ主治医との連絡調整
- ④ 管理者への協力

2 業務の状況に応じて、職員数を増減する。

(営業日、営業時間及び 24 時間対応体制等)

第 5 条 都筑区医師会訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：原則として、毎週月曜日から土曜日までとする(祝日は営業しない)。但し、年末年始(12月29日～1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応し、必要時は訪問をする。

(訪問看護の提供方法)

第 6 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に相談し主治医が訪問看護ステーションに指示書を交付し、訪問看護師等が利用者宅を訪問し、計画書を作成し、訪問看護を実施する。

2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者または家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(サービスの内容)

第 7 条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 病状観察(血圧、体温、脈拍、呼吸等)
- (2) 清潔援助(入浴介助・シャワー浴介助・清拭・洗髪・足浴・手浴)
- (3) 日常生活の支援とアドバイス (食事・排泄等の介助、療養環境の整備)
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) 医療機器、カテーテル類の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 福祉用具導入の相談や使用方法の指導
- (8) 終末期ケア
- (9) 家族への介護指導等
- (10) 医師との連絡調整や、指示による処置
- (11) その他

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

- ① 介護保険の要支援・要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」でない方に対し、指定介護居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問の時間は、20分未満・30分未満・1時間未満・1時間半未満のいずれかとする。また、リハビリ職員による訪問は、1回20分以上とし、週6回までの訪問とする。

(2) 医療保険の対象者

- ① 介護保険の要支援・要介護の認定をうけられた方で「厚生労働大臣が定める疾病等」の方
- ② ①以外の方は、週3日までの訪問看護とする。また、1回の訪問看護時間は概ね30分から1時間半程度とする。
- ③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別訪問看護指示書」の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。
また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象となる。

(利用料等)

第8条 利用料等は次のとおりとする。

(1) 介護保険の対象者

要支援・要介護の認定をうけられた方は、サービスの1割又は2割又は3割を自己負担として徴収する。なお、交通費は一部負担金に含まれるものとする。(別途利用料金表)

(2) 医療保険の対象者

基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、各法で定める額及び保険各法で定める額とする。交通費は、事業所から3kmまでを400円、4kmまでを500円、5kmまでを600円、それ以上を700円とする。(別途利用料金表)

- (3) 前2項の利用料等の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。また利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

2 その他の利用料金は次のとおりとする。

- (1) 営業日外である日・祝日の9時から17時15分内に利用者の申し出による医療保険での予定訪問をした場合は、1回(30分から1時間未満)に5,000円を加算する。しかし、24時間対応体制による利用者からの申し出による訪問は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。
- (2) 長時間にあたる訪問看護料金は、1回の訪問で規定を超える看護がなされた場合は30分毎に4,200円とする。
- (3) 保険算定外サービス利用を希望される場合など、その他の費用として30分毎に4,200円とする。
- (4) 訪問看護と連続して行われる死後の処置に伴う費用は20,000円を徴収する。
- (5) 指定訪問看護〔指定介護予防看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(事業所の実施地域)

第9条 事業所がサービスを提供する通常の実施地域は、横浜市都筑区全域と青葉区(荏田町・荏田西・荏田北・市が尾町・あざみ野・あざみ野南・美しが丘のあざみ野隣接地域・新石川・みすずが丘)・港北区(高田西・高田町・新吉田町の都筑区隣接地域・新羽町の都筑区隣接地域)・川崎市宮前区(有馬・鷺沼・野川の東有馬と都筑区との隣接地域)とする。但し、通常の実施地域以外の利用者より希望があった場合は、要相談とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 緊急時等における対応方法を主治医、利用者と確認をして訪問看護を開始することとする。

2 訪問看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医に連絡し、適切な処置をおこなうものとする。

3 主治医への連絡が困難な場合には、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講じるものとする。

4 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 都筑区医師会訪問看護ステーションは、社会的使命を認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設けることとし、また、業務体制を整備する。

(1) 新任教育 採用後は教育担当者を決め、学習目標達成を支援する 採用後2年間

(2) 現任教育 個人の学習目標達成を支援する 年2回以上研修を行う

2 職員は業務上、知り得た利用者および家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むこととする。

4 職員への著しい不信行為(暴言、暴力、ハラスメント、過剰なサービスの要求等)により、サービスの中断や契約を解除する場合がある。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知・徹底する。

(2) 虐待防止のための研修を定期的実施する。

(3) 上記を適切に実施するため担当者を置く。

(感染症に対する取り組みについての事項)

第13条 感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みについて

(1) 当事業所では、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底をするために、委員会の開催(月1回)、指針の整備、研修の実施、訓練を実施する。

(業務継続計画に関する事項)

第14条 業務継続に向けた計画等の策定について

(1) 当事業所では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を実施する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護に関する事項）

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（身体拘束等に関する事項）

第17条 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

一 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

二 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

三 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

附則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附則

平成 9年 1月 4日一部改正

平成10年10月 1日一部改正（営業時間、24時間連絡体制の追加）

平成12年 4月 1日一部改正（介護保険事業所の実施地域の追加）

平成15年 6月 1日一部改正

平成16年 6月 1日一部改正

平成18年 4月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成19年10月 1日一部改正（訪問看護職員数の追加、死後の処置の料金変更）

平成20年 2月20日一部改正（法人住所変更）

平成20年 4月 1日一部改正（営業時間の変更、24時間対応体制について）

平成23年 8月22日一部改正（営業時間の変更）

平成24年 3月28日一部改正（時間外料金変更・死後の処置の料金変更）

平成25年 4月 1日一部改正（事業所名称変更）

平成25年12月12日一部改正（指定訪問看護と指定介護予防の運営規程を統一、

第8条利用料等記述の整理、交通費・事業所の実施地域の変更、第11条の追記）

平成27年 8月 1日一部改正（介護保険負担割合変更、訪問看護職員数の追加）

平成28年 4月 1日一部改正（事業所住所変更）
平成31年 4月 1日一部改正（介護保険負担割合変更）
令和 1年 11月 21日一部改正（訪問看護職員数の追加・言語聴覚士）
令和 3年 3月 19日 一部改訂（人員の記載・虐待防止の措置に関する事項追加）
令和 3年 3月 23日 一部改訂（運営方針一部追加）
令和 5年 5月 1日一部改訂（人員記載）
令和 6年1月 10日 一部改訂（人員記載、保険算定外サービス料金について）
令和 6年 7月20日 一部改訂（サービス内容の整理、人員記載修正、職員へのハラスメントへの対応を追加、感染症蔓延に関する事項追加、災害時の業務継続に関する事項追加）
令和7年7月21日一部改訂（事故発生時の対応・個人情報保護・身体拘束等の原則禁止事項追加・人員の記載変更）